

**県内で建設業を営む全ての皆様へ**  
**建設労働者の派遣や派遣労働者を自らの現場で建設**  
**業務に従事させることは法律で禁止されています。**

**【建設労働者供給等の禁止】**

建設労働者を供給する事業、あるいは供給事業者から供給された労働者を自らの指揮命令の下に労働させることは、職業安定法（昭和22年法律第141号）で禁止されています。

また、建設業務において労働者を派遣することは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）で禁止されています。

建設業法は、労働者派遣や派遣労働者を自らの指揮命令の下に労働させる行為を行い罰金以上の刑に処せられた者に対しては、建設業許可取消を含む厳しい処分を定めています。

（職業安定法第44条違反により同法第64条に基づく罰金刑を受け、または労働者派遣法第4条第1項違反により同法第59条に基づく罰金刑を受けた場合、許可取消処分の対象となります。）

また、静岡県建設工事入札参加資格保有者の場合、逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、措置要件に該当し、静岡県工事の入札参加停止処分の対象となります。

**【参考：静岡県内における過去の建設業者の違法事例】**

○静岡県警などは、静岡県発注工事において、人材派遣業者から派遣を受けた労働者2名を一次下請の建設会社Bに派遣（二重派遣）して防風垣の設置工事などに従事させた二次下請の建設会社Aの社長とBの役員らを、職業安定法違反などの疑いで逮捕した（新聞報道）。

⇒静岡県建設工事入札参加資格保有者である建設会社Bは、令和元年5月に1ヶ月間の静岡県工事の入札参加停止処分を受けた（刑が確定した場合、A社及びB社は建設業許可の取消要件に該当する）。

○建設会社Cは、自社が雇用する労働者4名を、反復継続的に建設会社D（建設業許可なし）に派遣し、建設会社Dの指揮命令の下、土木作業に従事させた。

⇒建設会社Cは労働者派遣法違反により罰金刑を受けた。これに基づき建設会社Cは平成31年3月に建設業許可の取消処分を受けた。

○建設会社Eは、別会社が雇用した労働者5名を、反復継続的に建設会社Fに派遣（二重派遣）し、建設会社Fの指揮命令の下、掘削、土砂運搬等の工事に従事させた。

⇒建設会社E及びその代表者、建設会社Fは、それぞれ職業安定法違反により罰金刑を受け、これに基づき建設会社E及び建設会社Fは、平成30年2月にそれぞれ建設業許可の取消処分を受けた。

建設労働者の派遣等を行うと、法律で処罰されるだけでなく、建設業許可を失うことで取引先及び従業員に多大な迷惑をかけることとなります。

また建設労働者は派遣を行う側、派遣を受ける側の両方が処罰されます。

建設現場には、自らが雇用した建設労働者を配置しましょう。